

日本年金機構からのお知らせ

ご案内 社会保険料の納付には口座振替をご利用ください

社会保険料の納付期限は、対象月の翌月末日(末日が土日祝日の場合は翌営業日)です。

社会保険料の納付には、便利な口座振替をご利用ください。

口座振替を利用すると「ここ」がいい！

- ・納付するための移動時間や手間を削減できます。
- ・口座振替を開始した後は、毎月自動で保険料が引き落とされるため、払い忘れの心配がありません。
- ・社会保険料の還付が発生した場合、自動で振替口座に還付されるため、手続きを省略できます。

オンライン事業所年金情報サービスをあわせて利用すると・・・

- ・口座振替をした場合に郵送で届く「保険料納入告知額・領収済額通知書」を、電子データで受け取り、郵送より早く確認できます。

ご案内 算定基礎届を忘れずにご提出ください

算定基礎届は、健康保険および厚生年金保険の被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年7月に提出する必要があります。算定基礎届により決定された標準報酬月額は、原則令和8年9月から令和9年8月までの各月の保険料や将来の年金額の計算の基礎になります。提出期間内のご提出をお願いします。

提出期間 令和8年7月1日(水)～令和8年7月10日(金)

提出方法 電子申請または事業所の所在地を管轄する**事務センターに郵送**
(事業所の所在地を管轄する年金事務所の窓口にも提出することもできます。)

「算定基礎届」の記入方法等は、日本年金機構ホームページに掲載しています。詳細は裏面下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

算定基礎届の手続きには電子申請をご利用ください

算定基礎届の手続きには「電子申請」をご利用ください。申請方法はとても簡単です。電子申請を利用していない事業主様は、この機会にぜひご利用ください。

Point 1

24時間365日
いつでもどこでも申請



Point 2

通知書が早く届く



Point 3

郵送費・交通費の
コスト削減



昨年は算定基礎届の約**75%**が電子申請で提出されました！

電子申請の詳細や利用方法等は、こちらからご確認ください

日本年金機構 電子申請

検索



<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



ねんきんチャットボット

チャットボットに聞いてみる



<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>

ねんきん加入者ダイヤル(日本年金機構「電子申請・電子媒体申請」照会窓口)
0570-007-123(ナビダイヤル)→「2番」をお選びください。

※050から始まる電話でおかけになる場合は、03-6837-2913→「2番」をお選びください。(受付日時等はHPをご覧ください。)



日本年金機構
Japan Pension Service

裏面へつづく

過去に国民年金保険料の学生納付特例制度や免除・納付猶予制度をご利用になった期間がある場合、その期間の保険料を納めて将来受け取る年金額を増やせます

国民年金保険料の全額免除や一部免除の承認を受けた期間がある場合には、国民年金保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。

また、納付猶予や学生納付特例の期間は、老後の年金額に反映されません。

ただし、**免除等の承認を受けた月から10年以内であれば保険料をさかのぼって納付（追納）して、年金額を増やすことができます。**追納すると、以下のメリットがあります。

追納する2つのメリット

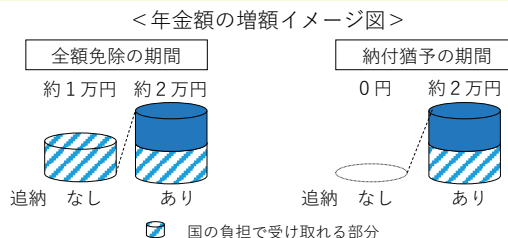
1. 老後の年金額が一生にわたり増えます

1年間分追納をすると、老後の年金が年間で

○全額免除の期間は令和8年の年金額に基づく約1万円

○納付猶予（学生納付特例）の期間は令和8年の年金額に基づく約2万円増えます。

全額免除の期間は、保険料を納めなくても、国の負担により年金額が2分の1保障されています。

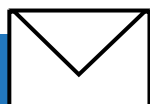


2. 税金の負担が軽減されます

追納保険料は全額、実際に納付した年の「社会保険料控除」の対象となり、税金の負担が軽減されます。

追納の申し込み方法については、日本年金機構のホームページをご確認ください。

なお、学生納付特例等の承認を受けた期間から、3年度目以降に保険料を追納する場合には、加算額が上乘せされますので、お早めにご検討ください。



年金だより

令和8年度「わたしと年金」エッセイ募集のご案内

日本年金機構では、厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための周知・啓発活動を展開しています。

この取り組みの一環として、広く皆さまから公的年金をテーマにしたエッセイを募集していますので、ふるってご応募ください。

【募集作品】公的年金の大切さ、応募者ご自身やご家族との公的年金制度のかかわりなど、「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ

【募集期間】令和8年6月1日（月）～令和8年9月7日（月）当日消印有効

【応募資格】中学生以上の方

【賞】厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、優秀賞、入選

【発表】受賞作品は、11月に日本年金機構ホームページで発表します。

【後援】厚生労働省、文部科学省、全国高等学校長協会、全国都道府県教育委員会連合会

募集の詳細および過去の受賞作品は、日本年金機構ホームページで公表しています。下記の一番左のURL、二次元コードにリンクするページから、ぜひご覧ください。

日本年金機構からのお知らせ特集ページ

日本年金機構 公式SNS

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html>



X (旧Twitter)



https://x.com/Nenkin_Kikou



Facebook



日本語

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278>



英語・やさしい日本語

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510>